

議案第 28 号

前橋市敬老祝金条例の改正について

令和 3 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市敬老祝金条例の一部を改正する条例

前橋市敬老祝金条例（昭和 58 年前橋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「満 80 歳、満 88 歳又は」を削る。

第 3 条を次のように改める。

（祝金の額）

第 3 条 祝金の額は、年額 10 万円とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。